

税など

お勧めします 諸税などの口座振替払い

町・道民税、固定資産税、国民健康保険税などの税や、水道料金などの納付は、申請により口座振替ができます。

多忙・不在がちな方や納付のわずらわしさ解消に、安心して便利な口座振替をご利用ください。

▼対象

- ①町・道民税
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤水道料金など

▼手続き方法 納付書と口座番号などが分かるもの（預貯金通帳）、通帳の届出印を持参の上、町内金融機関・郵便局、または役場の各担当係に申し出てください。

▼詳細 ①～④は税務課納税係（☎3-2332）、⑤は水道課業務係（☎2-2411）へ。

税

納付は5月末日まで 自動車税と軽自動車税

15年度の自動車税と軽自動車税を納めていただく時期になりました。いずれも、納期限は5月31日です。

納期内納税にご協力ください。

自動車税

▼対象 4月1日現在、陸運支局に登録されている自動車の所有者。

▼納税相談・詳細

一括納付が困難な方・納期限まで納められない方は、石狩支庁総務部納税課（札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館・☎011-281-7910）へ。

軽自動車税

▼対象 4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方。

▼詳細 税務課税務係（☎3-2332）

商工業

利用ください 中小企業支援センター相談窓口

新規開業の手続きや、事業の多角化経営などの課題・問題の解決に、コーディネーターによる窓口相談や、専門家の派遣を行っています。お困りの方は、お気軽に相談ください。

▼相談内容 会社設立の諸手続き、創業プランの作成・経営計画・店舗改善・設計・コンピュータ導入・資金計画など。

▼費用 無料

▼相談先 北海道ローカル地域中小企業支援センター（札幌市中央区北1条西7丁目・☎011-251-0102/FAX 011-221-6686）

募集

募集します 介護認定調査員(非常勤職員)

町では、介護保険による要介護・要支援認定に伴う、訪問調査業務に従事する調査員を募集します。

▼募集人数 2名

▼勤務先 「ゆとろ」（西町）

▼勤務時間 月～金曜の8時45分～17時15分（月13日以内）

▼応募資格 普通自動車運転免許証を所持している満50歳未満の介護支援専門員の有資格者。

▼報酬（日額） 8,300円

▼任用期間 6月1日から平成16年3月31日（事前研修あり）

▼応募書類 履歴書・本人の住民票・介護支援専門員資格証明書と運転免許証の写し。

▼応募締切 5月16日（金）

▼面接日など 直接応募者に通知します。

▼申込・詳細 福祉課介護サービス係（「ゆとろ」内・☎3-3029）



花に関する知識習得者 「フラワーマスター」の活用を

町では「美しいまち当別をみんなでつくる条例」を制定し、美しく住み良いまちを実現するために、花を活かしたまちづくりを進めています。

現在、「フラワーマスター」（＝花の育成管理に関する知識や技術・花の使い方に関する知識を持ち、地域で花のまちづくりのアドバイザーとして活動できる人）として7名の方が知事の認定を受けていますので、個人や団体で“花壇づくりのデザイン・花種選定についてのアドバイス・花に関する研修会や講習会”などの講師派遣を希望する場合は「まちづくり推進課」（☎3-3073）までご連絡ください。

※派遣は町を通じてフラワーマスターに要請します。

氏名	住所
高木 馥美	弥生
菅 純子	六軒町
森本 茂	獅子内
長尾 正枝	弥生
荒戸 恵子	樺戸町
佐藤 宏司	太美町
佐藤 さよ子	太美町

高齢者

「老人保健」などの
高額療養費受給者は申請を

老人保健法受給者

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、個人または世帯の合算により、自己負担限度額を超えた額を受給することができます。

▼自己負担限度額 表1の通り

▼該当要件 表2の通り

▼申請方法 受給対象者へ郵送の「申請書」に必要事項を記載の上、窓口を持参ください。(領収書は添付不要です。)

▼支給方法 指定の口座に振込みます。

町老(マル老)・道老受給者

老人保健法受給者と同様の負担で、病院にかかることができます。

▼対象 町老(マル老)・道老受給

者で自己負担限度額を超えた方。
※「68歳と69歳の方」が対象の町老(マル老)は、8月から「68歳と69歳の方を含む住民税非課税世帯のみ」となります。

▼申請に必要なもの

領収書・印鑑・金融機関(郵便局を除く)の通帳・健康保険者証・受給者証

▼申請・問合せ 福祉課福祉係
(「ゆとろ」内・☎3-3019)



表1

区分	自己負担限度額		食事の標準負担額(1日)
	外来(個人)	世帯と個人の入院	
一定以上所得者(2割負担)	40,200円	72,300円	780円
一般(1割負担)	12,000円	40,200円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	300円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	650円

※限度額は、医療費や支給回数により変更になる場合があります。

表2

区分	該当要件
一定以上所得者(2割負担)	「70歳以上の方」または「老人保健法受給者」で、課税所得124万円以上の方。 ※ただし次の場合は、申請により2割負担が「1割負担」となります。 ①該当者が2人以上の世帯の場合は、その方の収入の合計額が637万円未満。 ②該当者が1人世帯の場合は、その方の収入が450万円未満。
一般(1割負担)	上記以外の課税世帯
低所得者Ⅰ	世帯主または世帯員全員が「住民税非課税」で、それぞれの所得が一定基準以下。
低所得者Ⅱ	世帯主または世帯員全員が「住民税非課税」

福祉

利用ください
子育ての「巡回児童相談」

「巡回児童相談」は、子育てに関する相談窓口です。お子さんのより良い成長のため、是非ご利用ください。(事前に申し込みが必要です。)

▼日時 6月24日(火)

▼場所 ゆとろ(西町)

▼相談内容 しつけ、言葉の発達、精神発達などのあらゆる相談。

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司と心理判定員

▼申込期限 5月下旬

▼その他

①相談人数に制限があります。
(申込状況により、相談が受けられない場合もあります。)

②相談時間は、申込者の事情などを考慮しながら決定します。(場合によっては、学校の授業時間中に設定されることもあります。)

▼申込・詳細 事前に福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・☎3-3024)へ。



その他

該当する方は手続きを
「じん肺」の健康管理手帳

国の制度改正により、現在「じん肺」の管理区分が2の方にも、「健康管理手帳」が交付されます。

また、管理区分が3の方で「健康管理手帳」をお持ちの方は、新しい手帳に切替えが必要です。

▼詳細 北海道労働局労働衛生課
(札幌市北区北8条西2丁目・☎011-709-2311)